

2010年1月18日

各 位

オリックス株式会社

中堅企業向け環境ワンストップサービスを本格展開

～まずは改正省エネ法に対応するため温室効果ガス排出量の「見える化」を推進～

オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：梁瀬 行雄、以下「オリックス」）は、国内営業統括本部内に「環境推進担当」および首都圏・近畿圏・名古屋の営業部・各支店に「環境ソリシター^(*1)」を設置し、環境ワンストップサービスを本格展開します。

営業担当者は、お客さまの環境課題をヒアリングし、エネルギー使用状況の把握（「見える化」）からコンサルティング、削減ソリューションの提供、廃棄・リサイクルの提案、排出権クレジットの小売りまでをワンストップでご提供します。「環境推進担当」および「環境ソリシター」は、エネルギーサービス事業や ESCO 事業で培ったノウハウを生かし、オリックス環境エネルギー事業担当やパートナー企業の持つ機能を統合しながら、営業担当者をバックアップしていきます。

環境ワンストップサービスの第一弾として、改正省エネ法^(*2)の施行を控え、エネルギー使用状況の把握（「見える化」）から中長期計画書の作成サポート、測定や遠隔監視に必要な測定機器のレンタルなどをお客さまの状況やニーズにあわせてご提供していきます。

オリックスグループは、これまでも環境エネルギービジネスやリサイクルビジネス、カーシェアリングなど、幅広く環境負荷低減につながる事業を展開してきました。今後も、未来人という新たなステークホルダーのために、お客さまの環境負荷低減を通じて社会の低炭素化に貢献していきます。

以上

(*1)ソリシターとは、オリックスが取り扱う各商品やサービスの専門知識を有し、推進する人のこと。全国のお客さまのニーズにスピーディーにご提供するため、各営業拠点にソリシターを配置している。

(*2)省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）は、1979年、石油危機を契機に内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、輸送、建物および機械器具についてのエネルギー使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることを目的に制定された。一方、改正省エネ法は、省エネ対策が進む工場などの産業部門に加え、オフィスやコンビニなどの業務部門においても強化することを目的に制定され、2010年4月から施行される。

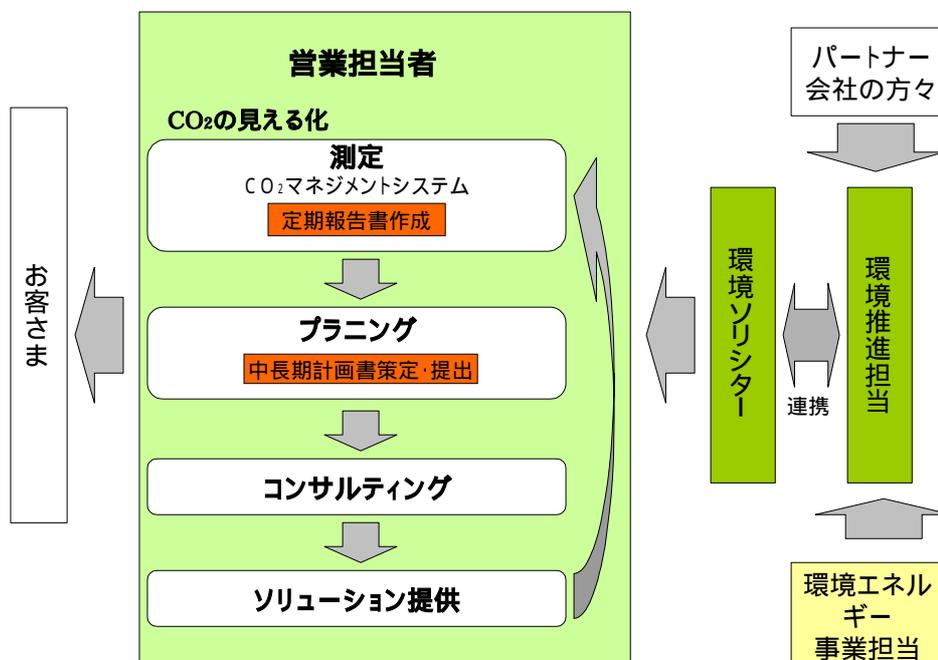
< 本件に関するお問い合わせ >

広報部：宮木・内田

TEL：03-5419-5102

<ご参考>

環境ビジネスを推進するオリックス国内営業展開



2010年4月から施行される「改正省エネ法」

改正省エネ法では、エネルギー使用量の把握と管理の対象が、建物単位から各地に点在する小規模の事業所などを統括する企業全体に拡大されます。そのため全体のエネルギー使用量が年間1,500kl以上の企業では、2009年4月以降、本社や事業所、支店、営業所、店舗といった企業全体でのエネルギー使用量の把握と管理が必要となります。

ご参考：経済産業省資源エネルギー庁「改正省エネ法の概要2010」

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/panfu2.pdf>

ご参考：年間エネルギー使用量が1,500kl以上となる事業者の目安

小売店舗	約3万㎡以上	コンビニエンスストア	30～40店舗
オフィス・事務所	約600万kWh/年	ファーストフード店	25店舗
ホテル	300～400室	ファミリーレストラン	15店舗
病院	500～600床	フィットネスクラブ	8店舗

事業所の立地条件（所在地など）や施設の構成（例えば、ホテルの場合ではシティホテルとビジネスホテル、病院では総合病院と療養病院）などによって異なりますが、一般的な目安として例示しています